

公 示

第五管区海上保安本部長公示第41号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年11月6日

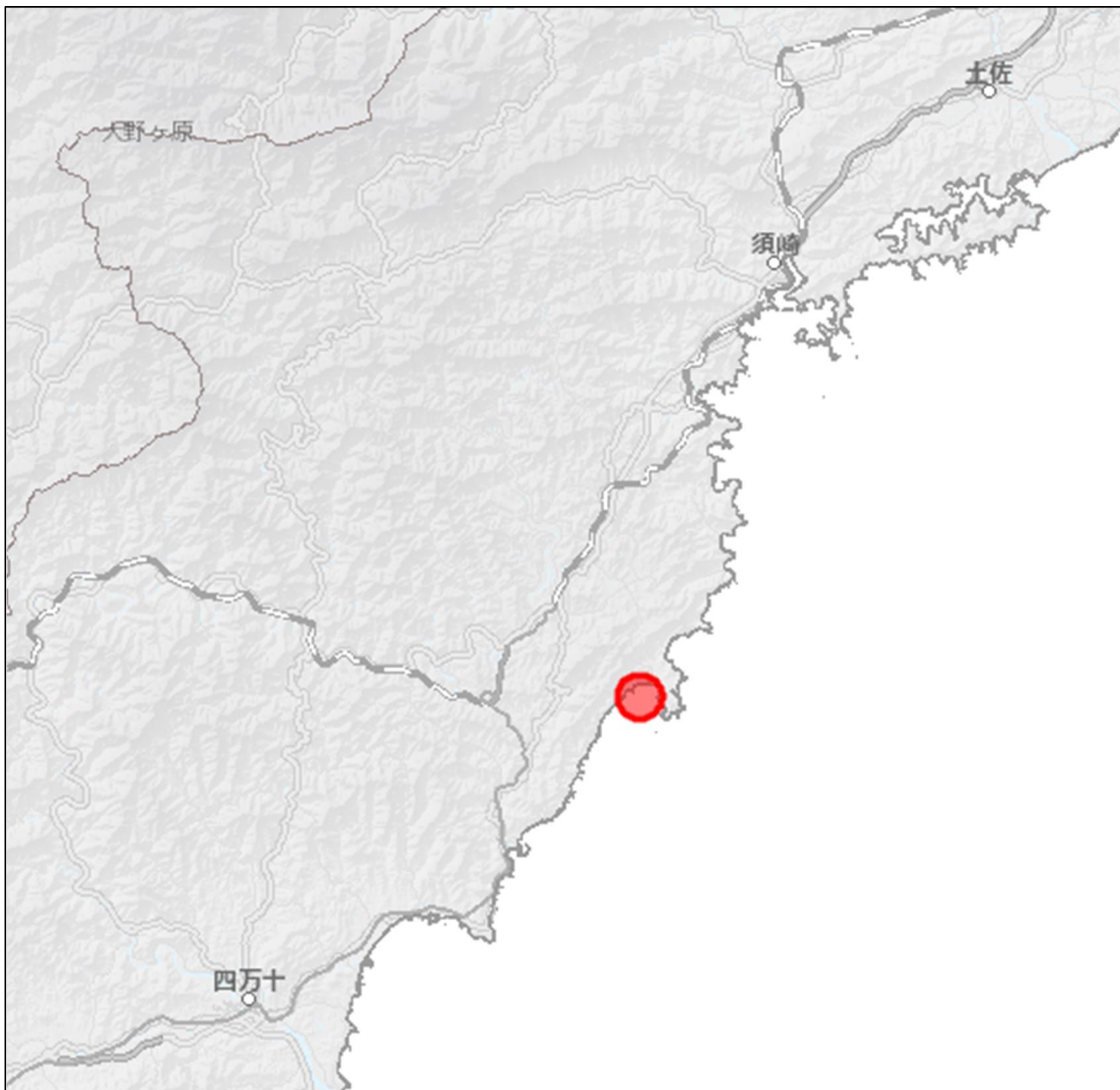
第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 高知県須崎土木事務所四万十町事務所長
 - (2) 住 所 高知県高岡郡四万十町琴平町474-1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 小室海岸（高知県高岡郡四万十町興津）
（別添付図のとおり）
 - (2) 期 間 令和6年11月6日 から
令和7年3月17日まで

- 3 水路測量の実施方法
GNSSによる測位、音響測深機による測深を実施する。

- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)